

## 訪問介護(生活援助中心型)の回数が多いケアプランの届出および検証体制について(お知らせ)

利用者の自立支援・重度化防止や地域資源の有効活用等の観点から、訪問介護における生活援助中心型サービスの利用回数が、基準回数以上のケアプランについて、保険者への届出が必要です。

令和3年4月から届出頻度と検証体制を見直しましたのでお知らせします。

### 1 厚生労働大臣が定める回数及び訪問介護

訪問介護（生活援助中心型サービス）の回数（1月あたり）

要介護度	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
基準回数	27回	34回	43回	38回	31回

※上記回数には、身体介助に引き続き生活援助が中心である訪問介護を行う場合（生活援助加算）の回数は含みません。

### 2 届出の時期、期限及び頻度

利用者の同意を得て交付（作成又は変更（軽微な変更を除く））した居宅サービス計画により、上記の回数以上の訪問介護を位置付けたものについて、翌月の末日までに届け出てください。また、居宅サービス計画の届出頻度について、一度市が検証した居宅サービス計画の次回の届出は、1年後でよいものとします。

<例> 7月に作成したもの → 8月末日までに届出が必要（市が検証を実施）

2月に更新により作成したもの → 届出不要

翌年7月以降に作成したもの → 翌月末までに届出が必要

### 3 提出書類

- (1) 訪問介護（生活援助中心型）の回数が多いケアプランの届出書（兼理由書）
- (2) 居宅サービス計画書「第1表」～「第7表」、「アセスメント表・基本情報」の写し、訪問介護計画書の写し

※居宅介護サービス計画書「第1表」は、利用者・家族の承諾を得て利用者へ交付した  
もの

※居宅介護支援経過「第5表」は、生活援助中心型の訪問介護を位置付けた理由を記載  
したページのみの提出で可

※訪問介護計画書は、訪問介護事業所から提出を受けたもの

※用紙のサイズはA4サイズに統一してください。

## 4 提出先

〒753-8650 山口市亀山町2番1号

山口市 健康福祉部 介護保険課 介護給付担当（山口総合支所1階）

TEL 083-934-2795

（郵送の場合は封筒に「生活援助中心型ケアプラン届出書」とお書きください。）

※小郡保健福祉センター内介護保険課、各総合支所総合サービス課（秋穂、阿知須、徳地、阿東）でも提出可

## 5 提出後の流れ

内容を確認後、多職種による検証の必要があると判断したケースのみ、自立支援型地域ケア会議にて検証します。

なお、自立支援型地域ケア会議にて検証する場合、別途「課題整理総括表」、「服薬状況が確認できるもの」、「栄養状態や食事摂取状況が確認できる書類（必要な場合のみ）」の提出を求めます。また、自立支援型地域ケア会議には、担当介護支援専門員及び訪問介護事業所担当者に御参加いただきます。

## 6 根拠法令

- ・「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準」(平成11年厚生省令第38号)
- ・「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準について」(平成11年7月29日老企第22号厚生省老人保健福祉局企画課長通知) ⑨居宅サービス計画の届出（第18号の2）
- ・「山口市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例」(平成30年3月15日条例第27号)